

4 輸国第3837号

関税割当公表第TWQ-JP22号

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に基づく
令和5年度のその他の砂糖菓子の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に基づく割当ての対象となるその他の砂糖菓子（以下、「CPTPP産その他の砂糖菓子」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和4年12月14日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（160290・264、170490・210、170490・230、170490・290）

CPTPP産その他の砂糖菓子（CPTPP第2章 附属書2-D付録A 第B節のCPTPPの全ての締約国向け関税割当て（TWQ）に掲げるTWQ-JP22のキャンデー類、ホワイトチョコレート及び菓子であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1704.90号の2に掲げる物品のうちキャラメル以外のもの）

2 合計割当数量 4,500 t

3 通関期限 令和6年3月31日

第2 関税割当申請書の受付の担当課

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

(1) 令和5年1月10日（火）から同年2月6日（月）まで

(2) 令和5年7月18日（火）から同年7月24日（月）まで

(3) 令和5年12月12日（火）から同年12月18日（月）まで

ただし、(2) 及び (3) に掲げる期間にあつては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1 t 以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、(2) 及び (3) に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

CPTPP産その他の砂糖菓子の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人事業者であつて、法人においては定款の目的、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。

1 農林水産省共通申請サービスによる提出

農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。

2 書面による提出

関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数は1通とする。

(1) 直接持ち込む場合

第2の受付担当課へ持参する。

(2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 菓子係

3 電子メールによる提出

件名を「TWQ-JP22号関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、第7の提出書類を添付の上、本文に担当者の連絡先及び証明書の送付先を記載する。

(宛先) seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp

第7 提出書類

1 関税割当申請書（省令別記様式第1）

ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。

2 令和4年度及び令和5年度の月別のCPTPP産その他の砂糖菓子の輸入通関実績（令和5年3月末見込みを含む。）及び輸入計画数量等一覧表（申請時までの輸入実績を含む。）（別記様式1）

3 法人の場合は、定款（目的を確認できる頁の抜粋で可）並びに商号、本社の住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し（農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要）、個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

4 割当対象物品の輸入を確認できる書類（例：発注内示書（写）、売買契約書（写）等）

5 割当対象物品の輸入後の使用又は販売を確認できる書類

(1) 割当対象品目を使用する場合

その他の砂糖菓子等を原料とした食品の製造計画数量等一覧表（別記様式 2）

(2) 割当対象物品を販売する場合

① 自ら店頭又はECサイトで販売する場合

ア 販売予定店舗・ECサイト一覧表（別記様式 3）

イ 販売予定店舗（一部）の写真又はウェブページの印刷等（販売の様子が分かるもの）

② 他社等へ販売する場合（①に該当しない場合）

ア 販売予定先の購入意思を証明する書類（例：売買契約書（写）等）

イ 販売予定先に割当対象物品が販売されたことを証明する書類
（例：販売先への納品書（写）等）

①のイ、②のア及びイの書類は、最も取引数量の多い3者程度について提出するものとする。

ただし、契約未締結等により、関税割当申請書の提出期間にこれらの書類を提出できない場合にあつては、提出可能となった後に速やかに当該書類を提出する旨を約した誓約書（別記様式 4）を提出することとする。

また、前年度において本関税割当ての関税割当申請書を提出した者であつて、申請時点において、3の書類の内容に変更のないものについては、3の書類の添付を必要としない。さらに、本公表により2期以上申請する場合であつて、2から5までの書類の内容に変更のないものは、2件目以降は2から5までの書類の添付を必要としない。

なお、農林水産省共通申請サービスによる提出以外の場合は、上記書類に加え、申請の際、別添の「申請に係る問合せ先」に記入して提出すること。

第8 割当基準

1 第4の1の(1)に掲げる期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申

請数量は、450 t 又は令和5年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

各申請者に対して第1の2に掲げる合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる。

なお、算出された数量が1 kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。

また、算出された数量のうち1 kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第4の1の(2)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は450 t、使用（販売）計画数量（令和5年8月初日から令和6年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、第4の1の(3)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（令和6年1月初日から同年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とする。

なお、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる。

なお、算出された数量が1 kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。

また、算出された数量のうち1 kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

3 令和3年度に割当対象物品の割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と関税割当証明書によって確認された輸入通関数量から消化率を算出し、その消化率が9割未満の者は、第4の1の(1)及び(2)に掲げる期間における申請可能

な数量（※）の合計は、令和３年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。第４の１の(3)に掲げる期間においても、原則として、同様とする。なお、令和３年11月22日（月）までに返還された割当数量は、消化率計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）令和５年度の割当てにおいて按分となった場合、それによって削減された数量は含めない。

第９ 割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

- 1 関税割当証明書は、第４の１の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の４月１日付で発給する（ただし、令和４年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者は、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。）ものとし、第４の１の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

なお、第４の１の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の４週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、当該年度の４月１日（行政機関の休日の場合はその直前の開庁日）までに連絡するものとする。第４の１の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

- 2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、１の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

- 3 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

第10 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。
 - (1) 割り当てた数量
 - (2) 返還された数量
 - (3) 消化（割当）率（第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量）
 - (4) 再割当てに供する数量（割当可能数量）
 - (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第11 報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第12 その他

- 1 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、書面又はメールによる提出において、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。
- 2 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納は、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、

割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別記様式5）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 4 令和5年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全ての割当対象物品の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率^(注)が9割未満の者は、令和7年度における申請可能な数量^(※)の合計は、令和5年度の消化率の算出に用いた通関数量を使用可能な月数（複数枚の割当てを受けた場合は、最も長い月数。なお、発給月が1日でもあれば繰り上げる。）で除し、関税割当証明書の発給日から使用可能な月数を乗じた数量を限度とする。なお、算出された数量のうち1kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

^(※) 令和7年度の割当てにおいて按分となった場合、それによって削減された数量は含めない。

ただし、令和5年11月21日（火）午後4時までに返還された割当数量は、消化率計算の対象としない。

(注)
$$\text{消化率} = \frac{\text{令和5年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書によって確認された通関数量の合計}}{\text{令和5年度に割当てを受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

- 6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 7 割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。